

郡山商工会議所会報折込みサービス『ビジネス情報便』

毎月発行の『郡山商工会議所会報』にチラシを同封し、地域内企業等へお届けする会員限定サービスです！

1. 利用資格

郡山商工会議所会員事業所であること

2. 利用条件

- ①折込みを希望するチラシ等のいずれかに下記文章を記載しなければならない。
「-企業を育て地域を伸ばす-郡山商工会議所事業に協力しています。」
- ②所定の申請書にチラシデータを添えて申込する。
- ③チラシ 5,400 部を利用月の前月 15 日前後までに郡山商工会議所到着にて手配する。

3. チラシサイズと料金体系

サイズ	重さ	料金
A 4	10 g 以下	50,000 円 (消費税別)
A 3 ※ただし A 4 以下に折る	20 g 以下	75,000 円 (消費税別)
冊子 ※ただし A 4 以下	30 g 以下	100,000 円 (消費税別)

※上記以外のサイズについては別途相談

4. 利用メリット

- ①**高い開封率！**（会報に同封することで単独 DM に比べて開封率が大幅にアップします！）
- ②**市内企業への DM として！**（郡山地域に限定した高い訴求効果！）
- ③**1 部約 10 円で安価！**（A 4 の場合）

例) 切手を貼って郵送した場合 : @84 × 5,400 件 = **453,600 円**

ビジネス情報便ご利用の場合 : (A4 版チラシの場合) **55,000 円** (税込)

5. チラシ利用例

セミナー案内、会社案内、事業 PR、宴会プラン案内など・・・ 利用の幅は無限大！

6. お申込み・お問合せ

郡山商工会議所 総務課 ☎024-921-2600 FAX024-921-2640

郡山商工会議所会報『ビジネス情報便』申込書

令和 年 月 日

郡山商工会議所

会頭 滝田 康雄 殿

貴所会報ビジネス情報便利用規定を厳守の上、下記のとおり申込みます。

申込者 住 所

事業所名

代表者名

印

担当者名

T E L

F A X

利用希望月	令和 年 月
チラシの内容	
料 金	※該当するものを☑（チェック）をお願いします。 <input type="checkbox"/> A4 (10g以下) : 50,000 円 (税抜) <input type="checkbox"/> A3 二つ折り (20g以下) : 75,000 円 (税抜) <input type="checkbox"/> 冊子 A4 以下 (30g以下) : 100,000 円 (税抜)
必要部数	5,400 部

上記のビジネス情報便の申込みを承認して宜しいでしょうか。

	会 頭	専 務	常 務	理事・事務局長	部所長	副部所長	課 長	係 長
決 裁	○		○					
合 議	総 務 部 開発事業部 中小企業相談所			起 案 者	_____			

起 案 年 月 日	令和 年 月 日
決 裁 年 月 日	令和 年 月 日

郡山商工会議所会報『ビジネス情報便』 利用規定

1. 目 的

郡山商工会議所会報ビジネス情報便（以下情報便）は、郡山商工会議所会員事業所の基盤強化と地域振興に寄与することを目的とする。

2. 資 格

情報便の利用資格者は郡山商工会議所の会員事業所及び専務理事が特に認める団体・機関とする。（以下会員等と称する）

3. 受託条件

- (1) 情報便は、郡山商工会議所が発送する会報に、会員等が商品・サービス及び事業等の広報チラシ等を同封するものであり、下記の事項を遵守しなければならない。
 - 1) 公序良俗に反しないこと。
 - 2) 他の会員、消費者等に不利益を与える恐れがないこと。
 - 3) その他、当該サービス利用にあたり不適當な事項がないこと。
- (2) 前条に反する或いはその他の理由により郡山商工会議所が不適當と認めた場合、情報便の受託を拒否できる。
- (3) 郡山商工会議所会報は毎月 1 日付で発行する。
ただし、やむを得ない事情により発行が遅延した場合においても会員等との損害賠償等の責任を負わない。
- (4) 会報に同封するチラシは、A 4 判サイズでは重量 1 0 g 以下、A 3 判サイズでは重量 2 0 g 以下、冊子では重量 3 0 g 以下とし、それを超えるものについては、郡山商工会議所が同封の可否を判断する。
- (5) 会報に同封するチラシは、会員等が必要部数を作成し、当該発行日の前月 1 5 日までに指定する場所に納品しなければならない。1 5 日が休業日の場合は、その翌営業日までに納品を完了する。なお、A 4 サイズを超えるものについては、A 4 判サイズに折りたたみ納品するものとする。
- (6) 情報便の受付は先着順とする。同封チラシの枚数（重量）により、利用月が希望に添えない場合がある。また、折込みの順序は指定できない。
- (7) 会員等は作成するチラシのいずれかに「一企業を育て地域を伸ばす一郡山商工会議所事業に協力しています。」の文章を記載しなければならない。

4. 紛争と免責

情報便利用に関する手続き上のトラブルは双方誠意を持って対応する。ただし、チラシ及び広告の内容に関する責任は会員等に帰属し、また情報便により生じた取引上のトラブル等については、郡山商工会議所は一切の責任を負わない。

5. 料 金

- (1) A4判サイズ（10g以下）は50,000円（税抜）、A3判サイズ（20g以下）は75,000円（税抜）、冊子（30g以下）は100,000円（税抜）とする。ただし、各所定の重量を超えるものについては、別途判断する。
- (2) 郡山商工会議所の受託団体は、上記料金の50%とする。
- (3) その他、会頭が認めた会員等はこの限りではない。

6. 精 算

料金の精算は、当該チラシを同封した会報発送後、郡山商工会議所が発行する請求書に従い納入しなければならない。

7. 契 約

- (1) 会員等は申込書へ必要事項を明記・押印の上、発行日の1ヵ月前までに見本とともに郡山商工会議所へ提出しなければならない。
- (2) 郡山商工会議所は申込書確認・専務理事において内容に相違がないと認められた場合、郡山商工会議所会頭の決裁をもって契約を締結する。

8. 付 則

この規定は、平成21年4月1日より適用する。

平成30年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正